

その 1

古物競りあっせん業者営業開始届出書

古物営業法第10条の2第1項の規定により届出をします。

年 月 日

千葉県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

⑩

(ふりがな)		
氏 名 又 は 名 称		
住 所 又 は 居 所	電話 () - 番	
代 種 別	1. 代表者 2. 役 員	
表 者 等	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	
事 務 所	形 態	1. 営業の本拠となる事務所 2. その他の事務所
	(ふりがな)	
	名 称	
所 所 在 地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)	
	電話 () - 番	

